

ふくおか県央環境広域施設組合規則第3号

ふくおか県央環境広域施設組合事務分掌規則

(目的)

第1条 この規則は、ふくおか県央環境広域施設組合の適正かつ能率的な運営を図るため、事務の分掌等について必要な事項を定めることを目的とする。

(課等の組織及び事務分掌)

第2条 ふくおか県央環境広域施設組合事務局設置条例(平成31年条例第5号)第4条に規定する課及び室(以下「課等」という。)の組織及び事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 総務課

総務財政係

- ア 総合企画及び調整に関すること。
- イ 規約、条例、規則等に関すること。
- ウ 議会に関すること。
- エ 予算の調整、編成に関すること。
- オ 財務関係の総合調整に関すること。
- カ 職員の配置に関すること。
- キ 職員の給与及び児童手当に関すること。
- ク 公印の管理及び公印使用の文書審査に関すること。
- ケ 組合財産の総括に関すること。
- コ 委託業務などの入札及び契約に関すること。
- サ 文書の收受発送、管理に関すること。
- シ その他、係の分掌事務に付随し、関連する業務に関すること。

(2) 再編建設推進室

- ア 環境施設等の再編や新施設建設に関すること。
- イ 環境施設等の広域化に関すること。

(3) 施設課

施設第一係

ア 飯塚市清掃工場及び埋立処分場、飯塚市リサイクルプラザ、飯塚市環境センター並びに飯塚市斎場に関すること。

施設第二係

ア 嘉麻市嘉麻クリーンセンター及び最終処分場、嘉麻市嘉麻浄化センター並びに嘉麻市嘉麻斎場に関すること。

施設第三係

ア 桂苑、穂波苑及び筑穂園に関すること。

施設第四係

ア ごみ燃料化センター、リサイクルセンター及び汚泥再生処理センターに関すること。

(組織運営の原則)

第3条 組織は、その目的に従って能率的な行政の執行ができるよう流動的かつ弾力的に運営しなければならない。

2 所属長は、所属職員の事務分担を定め、事務分担表を作成し速やかに総務課長に届け出なければならない。変更したときも、同様とする。

(課長等)

第4条 課に課長を、室に室長を、係に係長を置く。

(職務)

第5条 課長及び室長(以下「課等の長」という。)は上司の命を受け、課等を統括し、事務を掌理し所属職員を指揮監督する。

2 係長は、上司の命を受けその係の事務を担当する。

3 所属職員は、その分掌事務に従事するほか、所属課等内において常に相助け、かつ、業務繁劇の場合は、課等の長の命によりその事務に従事しなければならない。

4 課等の長に事故があるときは、所属内の主務係長(係長相当職を含む。)がこれを代理する。ただし、組合長が特に代理者を指名したときは、この限りでない。

(関連事務の処置)

第6条 各課等、係関連の事務は、その関係の深い課等、係において主と

して処理する。

- 2 主管の明らかでない事項があるときは、事務局長の裁定を受けなければならない。

(臨時の事務等)

第7条 組合長は、臨時又は特別の事務について、別に主管者を定めてこれを処理させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。